

別紙要項4

とやまの森づくりサポートセンター保険料支援要項

(趣旨)

第1条 この要項は、とやまの森づくりサポートセンター（以下「サポートセンター」という。）活動推進業務における保険料の支援に関し必要な事項を定めるものとする。

(支援対象団体)

第2条 この要項の対象は、サポートセンターの会員である団体（以下「会員団体」という。）のうち、以下の条件を満す団体とする。

- (1) 団体目的・運営等に関する規約を有する団体
- (2) 毎年度、総会等により収支の決算報告を行う団体

(支援対象作業)

第3条 この要項で対象となる作業内容は、次に該当するものとする。

- (1) 富山県内の森林において、ボランティアとして行う森林整備に係る作業。
- (2) 活動期間は、毎年4月1日から翌年3月末日までとする。

(保険支援料及び支援限度額)

第4条 この要項で支援する保険料は、予算の範囲内とし、対象作業を行った会員団体が支払う保険料と、サポートセンターが別に定めた基準で積算した額のいずれか低い額とする。

(保険料支援の申請)

第5条 保険料の支援を申請する団体は、以下の手続きを行うものとする。

- (1) 会員団体は、サポートセンターが別に定める期間内に、サポートセンター保険料・活動強化交付金申請書（様式第4-1号）をサポートセンターに提出するものとする。
- (2) サポートセンターは審査の上、適正と認められた会員団体に対し承認の通知（様式第4-2号）を行うものとする。
- (3) 承認の通知を受けた会員団体は、対象作業が終了した後、実績報告書（様式第4-3号）をサポートセンターに提出するものとする。

(保険料の支払)

第6条 サポートセンターは、実績報告書を受理した後、第4条により支援する保険料を積算し、申請会員団体へ額の確定通知（様式第4-4号）を行ったうえ保険料を支払うものとする。

(遵守事項)

第7条 サポートセンターは、保険料申請会員団体に対して、次の事項を遵守させなければならない。

- (1) 会員団体の対象作業中に発生した事故等については、サポートセンターに一切責任を求めないこと。
- (2) 会員団体が申請した内容に虚偽があった場合、サポートセンターからの支払い保険料を返還すること。

(協議)

第8条 この要項に定めなき事項については、甲と乙が、その都度協議して定めるものとする。

附則

(施行期日)

この要項は、平成20年4月1日から施行する。